

立川市郵便入札実施要綱運用基準

（目的）

第1条 この基準は、立川市郵便入札実施要綱（平成16年6月11日市長決定。以下「要綱」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

（到達した封筒の保管）

第2条 要綱第5条第1項に規定する告示で指定した日に到達した封筒は、設計図書等購入申請者一覧表と照合確認し、一覧表とともに件名を記した大封筒に入れ、政策財務部契約課の手提げ金庫に保管するものとする。

2 手提げ金庫は施錠した後、会計課の確認を受け、会計課金庫内の所定の位置に開札日まで保管する。

3 開札日には再度会計課の確認を受け、引渡しを受けるものとする。

（入札の辞退等）

第3条 入札参加者から封筒到達後、辞退したい旨の申し出があったときは、入札辞退届を徴し、開札時にその旨宣告をし、当該封筒の開封はしないものとする。

2 不適切な郵送方法等により失格となった当該封筒の取扱いは前項と同様とする。

3 未開封の封筒は表面に辞退又は失格と記載し、他の開封した封筒とともに5年間保管するものとする。

（立会人選出の特例）

第4条 特別な理由等があると認められる場合には、政策財務部契約課長は、要綱第7条第1項の規定によらず開札の立会人を選出することができるものとする。

（開札開始の宣言）

第5条 開札は、政策財務部契約課担当者の宣言により開始する。

（封の確認及び開札）

第6条 政策財務部契約課担当者及び開札の立会人は、封筒裏面の記載もれの有無、未開封であること及び開札した内容が要綱第8条各号に掲げる入札でないことを確認するものとする。

(同価の入札)

第7条 要綱第9条の規定による落札予定となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合のくじ引きの方法は、1回目のくじで、2回目のくじを引く順序を決め、2回目のくじの当選者を落札予定者とするものとする。

附 則

この基準は、平成16年9月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。